

障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体からの物品等調達に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が行う物品等の調達において、県内の障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体から物品又は役務（以下「物品等」という）を積極的に調達することにより、障害者の雇用、就業の促進及びその職業の安定並びに福祉的就労に対する支援並びに母子・父子家庭の父母及び寡婦の就業の安定を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品等の調達 物品の買入れ及び製造、役務の提供その他の契約（建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント及び建築設計の請負に係るものは除く。）をいう。
- (2) 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。
- (3) 障害者就労施設等 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第2条第4項に規定する障害者就労施設等であって、県内に所在又は居住する次のアからエまでに該当するものをいう。
 - ア 障害福祉サービス事業所等 次の(イ)から(オ)までのいずれかに該当するものをいう。
 - (イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設
 - (イ) 障害者総合支援法第5条第28項に規定する地域活動支援センター
 - (ウ) 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労選択支援、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
 - (エ) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な助成を受けている施設
 - (オ) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第110条第1項に基づく岐阜県社会福祉協議会
 - イ 特例子会社等 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条各号に規定する事業所をいう。
 - ウ 在宅就業障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者をいう。
 - エ 在宅就業支援団体 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体をいう。

- (4) 障害者雇用努力企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条各号に規定するもので、当該事業を県内で営んでいる者（前号イの特例子会社等を除く。）のうち、「岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事を除く）」に登録された者で、障害者雇用促進法第43条第1項の規定を満たし、かつ、前年1年間の各月ごとの初日における雇用する障害者数（障害者雇用促進法第43条第1項、第3項から第5項まで及び第8項の規定により算定したもの。）が、その各月ごとの初日における全常用雇用労働者数（障害者雇用促進法附則第3条第2項により除外率が適用される事業所においては同項の規定により除外率に相当する常用雇用労働者数を控除した数。以下同じ。）に100分の4を乗じて得た数（全常用雇用労働者数25人未満の企業または全常用雇用労働者数が40人以上49.5人以下の企業において、その数に1人未満の端数がある場合は、端数を切り上げる。全常用雇用労働者数が25人以上40人未満の企業または全常用雇用労働者数が49.5人を超える企業において、その数に1人未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。）以上の障害者を雇用している企業をいう。
- (5) 母子・父子福祉団体 県内で母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する法人をいう。

（障害者就労施設等の登録）

第3条 障害者就労施設等（障害福祉サービス事業所等を除く。）は、取扱物品等について申請書に記載し、提出するものとする。

- 2 前項により提出のあった申請書の内容については「障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体認定・登録審査会」（以下「審査会」という。）に諮り登録するものとする。
- 3 障害者就労施設等のうち、障害福祉サービス事業所等については、受注可能な物品等の内容を付して県が作成する名簿への掲載をもって登録とする。

（障害者雇用努力企業の認定）

第4条 障害者雇用努力企業は、登録する物品等について、前年1月から12月の障害者雇用実績を含む企業情報を申請書に記載し、提出するものとする。

- 2 前項により提出のあった申請書の内容については、審査会に諮り認定の上登録するものとする。

（母子・父子福祉団体の登録）

第5条 母子・父子福祉団体は、取扱物品等について申請書に記載し、提出するものとする。

- 2 前項により提出のあった申請書の内容について審査会に諮り登録するものとする。

（認定又は登録に関する欠格事由）

第6条 第3条から第5条の規定にかかわらず、認定又は登録の前2年以内に、次のいずれかに該当するときは、被認定者又は被登録者となることができない。

- (1) 重大な法令違反等不正な行為等があったと認められるとき。
- (2) その他、前号に類する事情により、被認定者又は被登録者として適当でないと認められるとき。

(認定及び登録の有効期間)

第7条 認定及び登録の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、認定日が4月1日以降の場合は認定日より翌年の3月31日までとする。

(名簿の公表)

第8条 県は、障害者就労施設等（障害福祉サービス事業所等を除く。）、障害者雇用努力企業、母子・父子福祉団体と登録物品等について、名簿を作成し、公表するものとする。

2 障害者就労施設等のうち、障害福祉サービス事業所等については、受注可能な物品等を付して県が作成する名簿の公表をもって前項の公表とする。

(調達に関する公表)

第9条 県は、名簿に登録した物品等について、年間における発注見通しを公表するものとする。

2 県は、調達後においては、契約の締結状況を公表するものとする。

3 障害者就労施設等のうち、障害福祉サービス事業所等の年間における発注見通しについては、障害者優先調達推進法第9条第3項で定める方針の公表をもって前項の公表とする。

(障害福祉サービス事業所等からの物品等の調達)

第10条 障害福祉サービス事業所等（岐阜県社会福祉協議会を除く。）が供給できる物品等の調達に当たっては、当該調達に係る契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約によることができる場合にあっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害福祉サービス事業所等と随意契約により契約を締結するものとする。

2 岐阜県社会福祉協議会から調達する場合であって、結果的に障害者就労施設等（岐阜県社会福祉協議会を除く。）が供給する物品等の調達となっている場合には、当該調達に係る契約が施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約によることができる場合にあっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、岐阜県社会福祉協議会と随意契約により契約を締結するものとする。

(特例子会社等、在宅就業障害者、在宅就業支援団体及び障害者雇用努力企業からの物品等の調達)

第11条 特例子会社等、在宅就業障害者、在宅就業支援団体及び障害者雇用努力企業が供給できる物品等の調達に当たっては、当該調達に係る契約の予定価格が岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号）第140条の2の表の下欄に定める額を超えない場合にあっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、特例子会社等、在宅就業障害者、在宅就業支援団体及び障害者雇用努力企業と随意契約により契約を締結するものとする。

2 特例子会社等、在宅就業障害者、在宅就業支援団体及び障害者雇用努力企業が供給できる物品等の調達に係る指名競争入札を行う場合には、予算及び事業の適正な執行に配慮しつつ、特例子会社等、在宅就業障害者、在宅就業支援団体及び障害者雇用努力企業を優先的に指名することに努めるものとする。

(母子・父子福祉団体からの物品等の調達)

第12条 母子・父子福祉団体が提供できる物品の調達に当たっては、当該調達に係る契約が施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約によることができる場合にあっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、母子・父子福祉団体と随意契約により契約を締結するものとする。

2 母子・父子福祉団体が供給できる役務の調達に当たっては、当該調達に係る契約が施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約できる場合にあっては、予算の適正な執行を配慮しつつ、母子・父子福祉団体と随意契約により契約を締結するものとする。

(認定又は登録の取消及び名簿からの抹消)

第13条 県は、第7条に定める名簿により公表する障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体について、次のいずれかに該当するときは、当該認定又は登録を取り消し、名簿から抹消するものとする。

(1) 第2条第3号から第5号までの規定に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により認定又は登録を受けたことが判明したとき。

(3) 第6条各号のいずれかに該当したとき。

(4) 正当な事由がなく障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体からの物品等調達に関する取扱要領第7条の規定による変更の届け出を行わなかったとき。

2 県は、前項第2号から第4号のいずれかの規定により認定又は登録を取り消した障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体については、当該取消の日から起算して、2年間は認定又は登録を行わないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体からの物品等の調達に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年12月25日から施行する。

ただし、第2条第2号で規定する「障害者雇用努力企業」に係るこの要綱の規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年7月12日から施行する。

2 改正後の第10条及び第11条の規定は、平成17年8月1日以降に行われる小規模作業所等及び母子福祉団体からの物品等の調達について適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年３月１日から施行する。

ただし、第２条第５号の改正規定及び第１２条の規定は平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

１ この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

２ 改正前の「障害者雇用努力企業等からの物品等調達に関する要綱」第２条第３号の規定により障害者雇用努力企業として認定した者については、平成３１年３月３１日までの間は、障害者雇用努力企業として取り扱う。

附 則

この要綱は、令和２年１月１４日から施行する。

附 則

１ この要綱は、令和４年１２月２１日から施行する。

２ 改正前の「障害者雇用努力企業等からの物品等調達に関する要綱」第２条第３号の規定により障害者雇用努力企業として認定した者については、令和５年３月３１日までの間は、障害者雇用努力企業として取り扱う。

附 則

この要綱は、令和５年３月２９日から施行する。

附 則

１ この要綱は、令和７年１月６日から施行する。

２ 改正前の「障害者雇用努力企業等からの物品等調達に関する要綱」第２条第４号の規定により障害者雇用努力企業として認定した者については、令和７年３月３１日までの間は、障害者雇用努力企業として取り扱う。

附 則

１ この要綱は、令和８年１月１３日から施行する。

２ ただし、第２条第３号で規定する「障害福祉サービス事業所等」に係るこの要綱の規定は、令和８年２月１日から施行する。